

## 2. 計画期間

本計画の計画期間は平成18年度～平成20年度の3年間とします。

これまで介護保険事業計画では、5年を1期とし、介護保険料が「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つもの」とされているため、3年ごとに策定してきました。

平成17年の介護保険法等の改正に伴い、今期の計画は、10年後（平成26年度）の施設サービス及び居住系サービスの利用量や基盤整備に関する目標を立てた上で、その目標に向けた中間段階の位置づけとして、今後3年間の計画を策定することとなりました。

## 3. 計画人口フレーム

本計画の計画期間である3年後の平成20年（2008年）には人口は176,901人、そのうち65歳以上の高齢者人口は34,689人となり、高齢化率は約19.6%になると想定しています。

また、およそ10年後の平成27年（2015年）の推計結果では、人口は173,326人、そのうち65歳以上の高齢者人口は46,510人、高齢化率は約26.8%に達し、実に市民の約3.7人に1人が65歳以上の高齢者という極めて高齢化の進んだ社会が到来することが見込まれます。

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総人口（人）	175,634	176,723	176,782	176,842	176,901	176,961	177,020	173,326
65歳以上（人）	21,762	28,951	30,864	32,776	34,689	36,601	38,514	46,510
高齢化率（%）	12.4	16.4	17.5	18.5	19.6	20.7	21.8	26.8

## 4. 日常生活圏域の設定

今後、高齢者の方の生活を支える仕組みづくりにおいては、従来のような市全域を一単位として捉えるのではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面的整備」が求められています。また、それと同時に地域住民が様々な担い手として参加し、地域社会（コミュニティ）の再生や新たな公共空間の形成が図られることで、住み慣れた地域に暮らし続けることが可能となるような基盤整備が必要になってきます。

本市における日常生活圏域については、既存のコミュニティを形成している旧町村の区域を基本とし、高齢者人口のバランスや身近な地域で福祉サービスを受けることができる範囲を考慮し、以下の5圏域を設定しました。

圏域名	区域	人口	高齢者人口	高齢化率	要介護2以上の認定者数
佐倉圏域	鹿島川以東、かつ高崎川以北の区域	30,728人	5,949人	19.36%	533人
根郷・和田・弥富圏域	鹿島川以東、かつ高崎川以南の区域	30,073人	4,616人	15.35%	401人
臼井・千代田圏域	手織川以東、かつ鹿島川以西の区域	43,089人	6,677人	15.50%	509人
志津北部圏域	手織川以西、かつ京成本線以北の区域	37,104人	5,476人	14.76%	360人
志津南部圏域	手織川以西、かつ京成本線以南の区域	35,729人	6,233人	17.45%	409人
佐倉市計	市全域	176,723人	28,951人	16.38%	2,212人